

# 閲覧者の遵守事項

(一般閲覧用)

◎閲覧時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

- 1 カメラやビデオ、携帯電話等による撮影や、スキャナー・ハンディーコピー機等による複写を行わないこと(手帳等へのメモは可)。
- 2 報告書は、閲覧場所以外に持ち出さないこと。
- 3 報告書は、丁重に取扱い、破損、汚損又は加筆を行わないこと。
- 4 閲覧時間を遵守すること。
- 5 閲覧場所では音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑となる行為をしないこと。
- 6 閲覧した報告書は元の場所に戻すこと。
- 7 その他係員の指示に従うこと。

なお、上記の遵守事項に違反する行為がある場合には、閲覧を中止させ又は閲覧を禁止することがあります。

福島県議会事務局長